被扶養者である家族が妊娠・出産した場合

～男性社員の方へのご案内～

■ 被扶養者である家族の妊娠・出産

被扶養者である家族が分娩（※）したときは、家族出産育児一時金が支給されます。

※ 健康保険で「分娩」とは、妊娠４か月（85日）以上を経過した後の生産、死産、人工妊娠中絶をいいます。

「**家族出産育児一時金**」…１児につき原則として420,000円が支給されます。異常分娩などのため健康保険で入院したときも同額が支給されます。

なお、一時金は医療保険者から直接病院等に支払われ、出産費用と相殺されますので、直接、出産予定の病院等に事前に申し出てください。また、実際にかかった費用が一時金の額より少なかった場合は、差額の請求ができますので、総務までご連絡ください。

■ 手続きについて

被扶養者が出産した場合、出生した子を被扶養者とする場合は、速やかに、所定の用紙（社内書式）にご記入の上、総務部までご提出ください。

「家族出産育児一時金請求書」は総務部にてお渡しします。この請求書には医師または助産師の証明が必要になりますので、それぞれに記入・捺印の上、総務部にご提出ください。

■ 育児休業について

男性社員の方でも、要件に該当し本人が申し出た場合は、育児休業を取得することができます。

また、両親ともに育児休業を利用する場合の特例（パパ・ママ育休プラス）制度もあります。

要件等は、育児・介護休業規程第○条を確認ください。

ご不明な点、ご質問等につきましては、総務部（内線○○○○）までお問い合わせください。